

学校法人かつらぎ学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人かつらぎ学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第51条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。
- (4) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費交通費（宿泊費を含む）をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等には、職員旅費規程に準じて、旅費・日当を支給する。

2 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則

この規程は、令和6年9月19日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より改正施行する。